

# 令和 8 年 三 重 県 議 会 定 例 会

## 予 算 決 算 常 任 委 員 会

### 医 療 保 健 子 ど も 福 祉 病 院 分 科 会

#### 説 明 資 料

	頁
<b>【 議 案 補 充 説 明 】</b>	
1 議案第65号 令和7年度三重県病院事業会計補正予算（第4号）	1
2 議案第19号 令和8年度三重県病院事業会計予算	3
3 議案第37号 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案	6
<b>【 所 管 事 項 説 明 】</b>	
1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に基づく報告について	7

令和 8 年 3 月 12 日

病 院 事 業 庁

【議案補充説明】

1 議案第65号 令和7年度三重県病院事業会計補正予算（第4号）

（1）収益的収支

（単位：千円）

項目	補正前の額	補正額	補正後の額	主な理由
<b>病院事業収益</b>	5,901,603	△48,872	5,852,731	
① 医業収益	2,572,127	△69,071	2,503,056	・ 患者見込数が減少したことによる減 ころ △48,835、一志 △11,190 ころ △10,458、一志 +2,502
うち入院収益	1,985,867	△60,025	1,925,842	
うち外来収益	427,385	△7,956	419,429	
② 医業外収益	3,329,476	20,199	3,349,675	・ 児童手当に要する経費の増 ・ 指定管理者負担金の増
うち他会計補助金	131,990	2,467	134,457	
うち負担金	2,621,139	1,208	2,622,347	
うちその他医業外収益	177,412	14,161	191,573	
③ 特別利益	-	-	-	
<b>病院事業費用</b>	6,075,712	△37,609	6,038,103	
④ 医業費用	5,951,251	△38,051	5,913,200	・ 給与改定に伴う賞与引当金繰入の増 ・ 患者見込数の減に伴う材料費の減 ・ 光熱水費及び委託費の減
うち給与費	3,037,521	17,022	3,054,543	
うち材料費	279,136	△3,053	276,083	
うち経費	2,054,168	△52,915	2,001,253	
⑤ 医業外費用	124,461	442	124,903	
⑥ 特別損失	-	-	-	
<b>医業損益(①-④)</b>	△3,379,124	△31,020	△3,410,144	
<b>経常損益(①+②)-(④+⑤)</b>	△174,109	△11,263	△185,372	
<b>純損益(①+②+③)-(④+⑤+⑥)</b>	△174,109	△11,263	△185,372	

（経常損益の病院別内訳）

（単位：千円）

	補正前の額	増減額	補正後の額
ころの医療センター	△241,769	△17,227	△258,996
一志病院	74,587	△8,125	66,462
志摩病院（県会計分）	△6,927	14,089	7,162
病院事業庁合計	△174,109	△11,263	△185,372

（患者見込数）

（単位：人）

		補正前	増減	補正後
ころの医療センター	1日平均入院患者数	196	△3	193
	1日平均外来患者数	183	△3	180
一志病院	1日平均入院患者数	33	△1	32
	1日平均外来患者数	51	3	54
志摩病院	1日平均入院患者数	162	△1	161
	1日平均外来患者数	237	11	248

## (2) 資本的収支

(単位：千円)

項目	補正前の額	補正額	補正後の額	主な理由
<b>① 資本的収入</b>	1,239,487	△442,216	797,271	
企業債	374,800	△38,200	336,600	・企業債充当建設改良費の減
県費負担金	440,877	△816	440,061	
短期貸付金返還金	400,000	△400,000	-	・志摩病院の指定管理者に対する運転資金貸付の皆減
国庫補助金	23,810	△3,200	20,610	・国庫補助金充当建設改良費の減
<b>② 資本的支出</b>	1,679,865	△444,275	1,235,590	
建設改良費	448,071	△41,875	406,196	・入札執行残に伴う減
・病院増改築工事費	219,848	△35,703	184,145	
・資産購入費	228,223	△6,172	222,051	
企業債償還金	738,794	-	738,794	
長期借入金償還金	90,000	-	90,000	
長期貸付金	3,000	△2,400	600	・看護師等修学資金貸与実績の減
短期貸付金	400,000	△400,000	-	・志摩病院の指定管理者の資金状況をふまえた、運転資金貸付の皆減
<b>資本的収支 (①-②)</b>	△440,378	2,059	△438,319	

※資本的収支の不足額（438,319千円）については、全額を内部留保資金で補てんします。

## 2 議案第19号 令和8年度三重県病院事業会計予算

### (1) 収益的収支

(単位：千円)

項目	令和7年度	令和8年度	R8-R7	主な内訳
<b>病院事業収益</b>	5,639,357	5,586,695	△52,662	
① 医業収益	2,860,976	2,743,525	△117,451	
うち入院収益	2,208,107	2,129,984	△78,123	・ ころろ 1,672,539、一志 457,445
うち外来収益	495,383	455,984	△39,399	・ ころろ 329,254、一志 126,730
② 医業外収益	2,778,381	2,843,170	64,789	
うち他会計補助金	140,081	137,896	△2,185	
うち長期前受金戻入	317,056	333,038	15,982	
うち負担金	2,120,532	2,175,691	55,159	・ 精神病院運営割高経費702,712 (対前年 +22,585)
③ 特別利益	-	-	-	
<b>病院事業費用</b>	5,827,076	5,844,916	17,840	
④ 医業費用	5,699,095	5,721,501	22,406	
うち給与費	3,057,219	3,003,917	△53,302	・ 給料1,188,006(対前年 +14,485) ・ 手当1,160,735(対前年 △54,842)
うち材料費	320,579	311,540	△9,039	・ 薬品費132,907(対前年 △5,332)
うち経費	1,729,801	1,805,433	75,632	・ 委託費691,434(対前年 +42,499) ・ 修繕費77,356(対前年 +42,933)
うち減価償却費	567,035	578,305	11,270	
⑤ 医業外費用	127,981	123,415	△4,566	
⑥ 特別損失	-	-	-	
<b>医業損益(①-④)</b>	△2,838,119	△2,977,976	△139,857	
<b>経常損益(①+②)-(④+⑤)</b>	△187,719	△258,221	△70,502	
<b>純損益(①+②+③)-(④+⑤+⑥)</b>	△187,719	△258,221	△70,502	

### (経常損益の病院別内訳)

(単位：千円)

	令和7年度	令和8年度	R8-R7
ころろの医療センター	△ 266,887	△ 286,590	△ 19,703
一志病院	76,916	34,584	△ 42,332
志摩病院 (県会計分)	2,252	△ 6,215	△ 8,467
病院事業庁合計	△187,719	△258,221	△70,502

### (患者見込数)

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	R8-R7
ころろの医療センター	1日平均入院患者数	237	212	△25
	1日平均外来患者数	200	200	-
一志病院	1日平均入院患者数	37	34	△3
	1日平均外来患者数	66	53	△13
志摩病院	1日平均入院患者数	208	182	△26
	1日平均外来患者数	309	236	△73

## (2) 資本的収支

(単位：千円)

項目	令和7年度	令和8年度	R8-R7	主な内訳
<b>① 資本的収入</b>	1,247,558	1,310,674	63,116	
企業債	408,400	458,900	50,500	
県費負担金	439,158	451,774	12,616	
短期貸付金返還金	400,000	400,000	-	
<b>② 資本的支出</b>	1,694,314	1,729,961	35,647	
建設改良費	464,220	466,415	2,195	
・病院増改築工事費	258,958	345,142	86,184	・中央監視リモートユニット改修(志摩) 照明設備LED化工事(こころ)
・資産購入費	205,262	121,273	△83,989	・薬剤管理指導支援システム(こころ) 免疫測定装置(一志)
企業債償還金	737,094	790,546	53,452	
長期借入金償還金	90,000	70,000	△20,000	・一般会計からの借入金の返還
長期貸付金	3,000	3,000	-	・看護師等修学資金貸与費
短期貸付金	400,000	400,000	-	・志摩病院指定管理者への運転資金の貸付
<b>資本的収支(①-②)</b>	△446,756	△419,287	27,469	

※資本的収支の不足額(419,287千円)については、全額を内部留保資金で補てんします。

## (3) 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
清掃業務委託に係る契約	令和8年度～令和11年度	260,052
医事会計等システム保守業務委託に係る契約	令和9年度～令和13年度	4,176
中央監視リモートユニット改修工事に係る契約	令和9年度	96,360
地下水給水システム賃借に係る契約	令和9年度	2,111

## 病院別の内訳

### 【収益的収支】

(単位：千円)

	こころの医療センター	一志病院	志摩病院	県立病院課	合計
病院事業収益	3,419,261	1,133,892	923,502	110,040	5,586,695
① 医業収益	2,027,849	707,681	7,995	-	2,743,525
うち入院収益	1,672,539	457,445	-	-	2,129,984
うち外来収益	329,254	126,730	-	-	455,984
② 医業外収益	1,391,412	426,211	915,507	110,040	2,843,170
うち他会計補助金	85,966	21,591	-	30,339	137,896
うち長期前受金戻入	145,508	45,636	141,677	217	333,038
うち負担金	1,142,448	349,572	605,938	77,733	2,175,691
③ 特別利益	-	-	-	-	-
病院事業費用	3,705,851	1,099,308	929,717	110,040	5,844,916
④ 医業費用	3,666,809	1,086,150	869,824	98,718	5,721,501
うち給与費	2,215,148	618,316	-	※ 170,453	3,003,917
うち材料費	242,270	69,270	-	-	311,540
うち経費	899,448	274,466	597,935	※ 33,584	1,805,433
うち減価償却費	214,997	92,898	269,562	848	578,305
⑤ 医業外費用	39,042	13,158	59,893	11,322	123,415
⑥ 特別損失	-	-	-	-	-

経常損益 (①+②)-(④+⑤)	△286,590	34,584	△6,215	-	△258,221
純損益 (①+②+③)-(④+⑤+⑥)	△286,590	34,584	△6,215	-	△258,221

(参考) R7年度当初予算 経常損益	△266,887	76,916	2,252	-	△187,719
-----------------------	----------	--------	-------	---	----------

※県立病院課の給与費、経費については、各病院の費用として割振りを行う前の所要額として記載しています。

### 【資本的収支】

(単位：千円)

	こころの医療センター	一志病院	志摩病院	県立病院課	合計
① 資本的収入	359,502	97,520	853,327	325	1,310,674
企業債	88,700	58,300	311,600	300	458,900
県費負担金	270,802	39,220	141,727	25	451,774
短期貸付金返還金	-	-	400,000	-	400,000
② 資本的支出	524,540	137,074	994,957	73,390	1,729,961
建設改良費	93,881	58,553	313,641	340	466,415
企業債償還金	430,659	78,521	281,316	50	790,546
長期借入金償還金	-	-	-	70,000	70,000
長期貸付金	-	-	-	3,000	3,000
短期貸付金	-	-	400,000	-	400,000
資本的収支 (①-②)	△165,038	△39,554	△141,630	△73,065	△419,287

### 3 議案第37号 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案

#### (1) 改正理由

所要経費の変動等に鑑み、県立病院における使用料及び手数料の額を改定するものです。

#### (2) 改正内容

条例別表第二のうち、文書料及び死体検案料の額を次のとおり改定します。

区分等	改定後の額	現行の額
二 文書料（一通につき）		
イ 国民年金の受給に係る診断書及びこれに類するもの	5,010円	4,500円
ロ 生命保険等の請求に係る診断書及び証明書	5,390円	3,970円
ハ 死亡診断書	3,150円	3,030円
ニ 出生証明書及び死産証書	2,290円	2,200円
ホ 領収証明書		
（イ）証明期間が一月以内のもの	940円	930円
（ロ）証明期間が一月を超えるもの	940円に証明期間が一月を超えるごとに200円を加算した額	930円に証明期間が一月を超えるごとに200円を加算した額
ト その他の診断書及び証明書		
（イ）医師による証明を要するものでその内容が複雑なもの	3,320円	3,030円
（ロ）医師による証明を要するものでその内容が簡易なもの	1,850円	1,770円
（ハ）医師による証明を要しないもの	1,260円	1,170円
三 死体検案料		
イ 死体検案料（一件につき）	16,500円	9,530円
ロ 死体検案書料（一通につき）	5,500円	3,030円

#### (3) 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

【所管事項説明】

1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に基づく報告について

	頁
(1) 予算に関する補助金等に係る資料	
・ (条例第5条関係) 予算に関する補助金等に係る資料 (1,000万円以上) . . . . .	8
(2) 交付決定実績調書	
・ (条例第6条第4項関係) 交付決定実績調書 (5億円以上、変更分) . . . . .	9

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1	政策的医療交付金	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河町二丁目6番3号	585,032 (未定)	三重県立志摩病院(以下「志摩病院」という。)の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が志摩病院において政策的医療を実施するための経費として交付金を交付する。	(目的・理由) 地方公営企業法等で定める一般会計が負担すべき経費として当該交付金を指定管理者に交付することで安定的な政策的医療の実施を担保する。 (根拠) 三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定書	ナショナル(シビル)ミニマム 志摩地域の中核病院である県立病院として指定管理者制度導入後においても県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供するためのものであり、公益性がある。	県立病院課	病院事業費用	医療費用	経費(交付金)	

8

第2-3号様式(条例第6条第4項関係)

交付決定実績調書(5億円以上、変更分)

(部局名:病院事業庁)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	事業内容	交付決定額		変更の内容及び理由	課(室)名	備考
				変更前	変更後			
1 (2)	政策的医療交付金	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河町二丁目6番3号	三重県立志摩病院(以下「志摩病院」という。)の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が志摩病院において政策的医療を実施するための経費として交付金を交付する。	585,356	672,174	指定管理者に帰責性の無い収支悪化の要因(新型コロナウイルス感染症の影響や人件費、物価の高騰等)による追加交付等に伴う増額	県立病院課	